

第3節 基本財産の担保提供

1 概要

社会福祉法人が所有する基本財産は、社会福祉事業と密接不可分の関係にあるため、厳重な管理が要請されます。

基本財産の担保提供を行う場合、理事会の議決等定款で定める手続きを経た後、山梨県知事（所轄庁）の承認を得る必要があります。

ただし、次に掲げる場合、定款に定めていれば、知事（所轄庁）の承認を必要としません。

- ア 独立行政法人福祉医療機構に対して、基本財産を担保に供する場合
- イ 独立行政法人と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資による担保に限る。）
- ウ 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合（定款に規定されている場合に限る）。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

2 担保提供の承認手続

(1) 提出書類

「基本財産担保提供承認申請添付書類一覧」を参照してください。

(2) 提出部数

- ・ 所轄庁が山梨県知事の場合：2部（正本1部、副本1部）

(3) 担保提供が認められる要件

担保提供のためには、次の要件が満たされている必要があります。

ア 目的の妥当性

法人の役員や役員の経営する会社等の債務担保など、法人の事業とは無関係の目的で行うことはできません。借入金の目的は社会福祉事業に限られます（公益事業や収益事業に充てる借入金に係るものも認められません）。

イ 担保提供の必要性

国又は地方公共団体からの十分な額の助成が見込めない、基本財産以外に処

分しうる財産が存在しない等の理由により、基本財産の担保提供を行う以外に適切な資金調達の手段がないことが必要です。

ウ 方法の妥当性

適正な償還計画があり、かつ、法人に対する寄附金や事業収入の状況から判断し、償還期間中に当該法人の事業運営に支障が生じないと認められる必要があります。

エ 意思決定の適法性

理事会等の議事録から、定款所定の手続きを経ていると認められることが必要です。

※根抵当権の設定

根抵当権は、一定の範囲内の不特定の債権を、極度額の範囲内において担保するために不動産上に設定される担保物権であり、イ 担保提供の必要性や、ウ 担保提供の方法の妥当性から認められません。

(4) 担保提供内容等についての事前の相談について

基本財産を担保提供する場合には、法人の理事会及び評議員会で審議する前に、あらかじめ福祉保健部福祉保健総務課福祉企画担当と相談しながら進めてください。

基本財産担保提供承認申請添付書類一覧(○…必要な書類、△…非該当の場合不要)

添付書類	担保提供事項	施設建設及び 不動産購入 資金の借入れ	運営(運転) 資金の 借入れ	担保 物件の 変更	備考
1	基本財産担保提供承認申請書	○	○	○	
2	添付書類目録	○	○	○	添付書類が少ない場合は省略可
3	理事会及び評議会議事録(写)	○	○	○	(必須) 理事長等適切な証明権者の原本証明
4	財産目録	○	○	○	直近のもの(作成済みで最新)
5	現行の定款	○	○	○	
6	不動産登記簿謄本	○	○	○	申請日から3月以内に取得した不動産全部事項証明書
7	資金計画書	○	○	○	収入、支出毎に区分
8	補助金等の決定 (内定)通知書(写)	△	-	-	補助金等がある場合
9	助成金等の決定 (内定)通知書(写)	△	-	△	助成金等がある場合
10	自己資金贈与契約書(写)	△	-	△	
11	身分証明書 印鑑登録証明書 残高証明書	△	-	△	寄附金を予定している場合(印鑑登録証明書・残高証明書は申請日から遡って3か月以内の証明書)
12	借入金決定通知書(写) (受理証明書)等	○	○	○	
13	償還計画表	○	○	○	各年次別に償還額及び充当財源を明記
14	償還金贈与契約書(写)	△	△	△	
15	身分証明書 印鑑登録証明書 所得証明書	△	△	△	償還財源に寄附金を予定している場合(印鑑登録証明書は申請日から遡って3か月以内の証明書)
16	各種補助要綱等	△	△	△	市町村が債務負担等する場合
17	決算書	○	○	○	前年度の収支決算書 貸借対照表等
18	工事関係見積書 契約書(写)・領収書(写)	○	-	△	設計委託費、 初度調弁費等も含む。
19	売買関係見積書 契約書(写)・領収書(写)	△	-	△	不動産の売買を 予定している場合
20	図面(平面図、配置図、公図)	○	○	○	担保提供物件を色分けする
21	その他県が必要と認めた書類	△	△	△	各決議充足の有無確認のため、役員名簿、評議員の名簿等

※当該理事会・評議員会を決議省略した場合は、各議事録の写しとともに、理事会は理事全員の同意及び監事全員の異議がないことを確認した書面の写しを、評議員会の場合は評議員全員の同意を確認した書面の写しを提出して下さい。